

地域共生社会の在り方検討会議

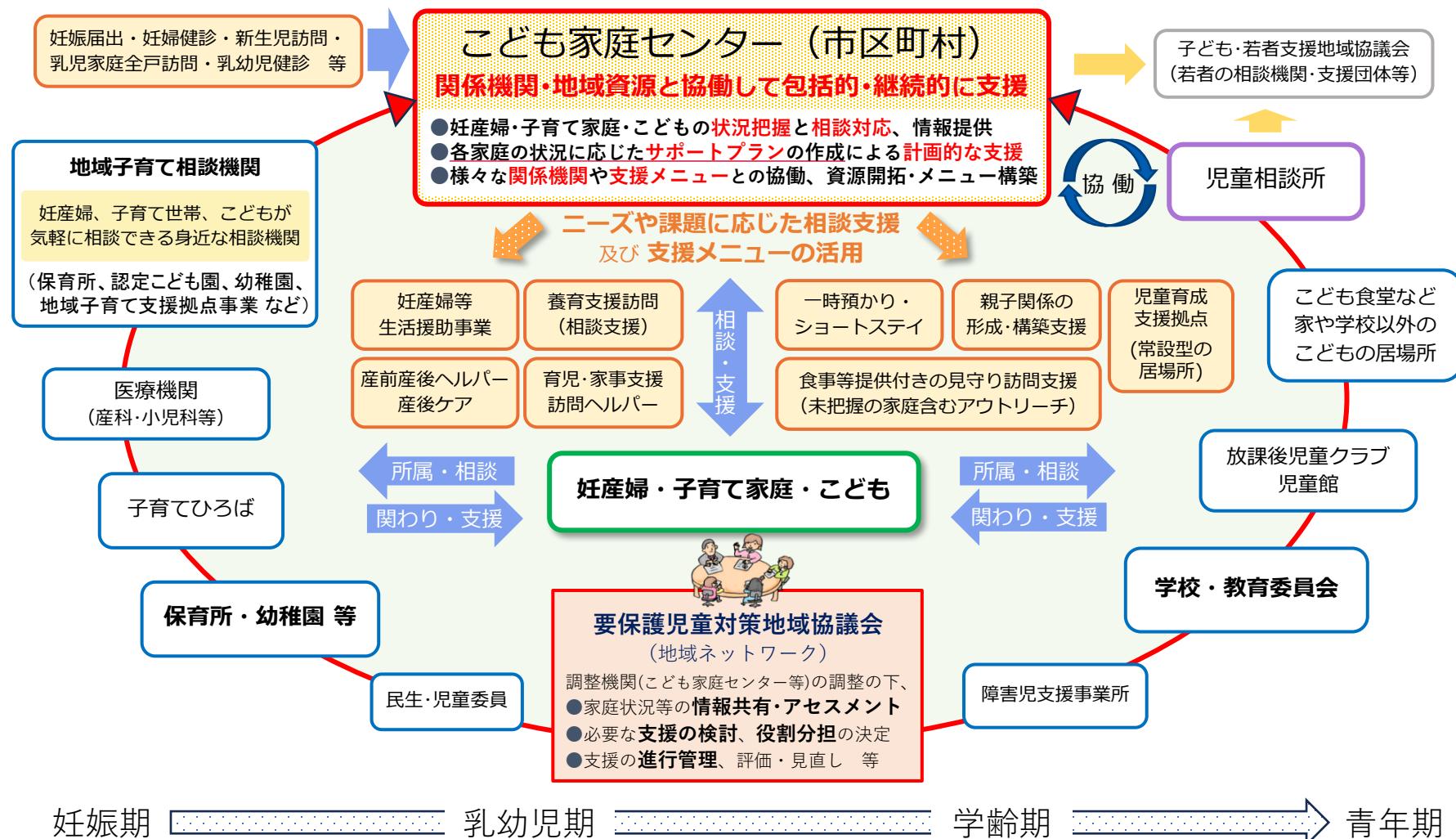
2025年1月31日

《 目 次 》

・ こども家庭センターを中心とした包括的・継続的な支援	2
・ 子ども・若者支援地域協議会・子ども・若者総合相談センター	3
・ 虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援	4
・ こども若者シェルター・相談支援事業	5
・ 社会的養護自立支援拠点事業	6
・ 地域こどもの生活支援強化事業	7
・ こどもの居場所づくり支援体制強化事業	8
・ こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業	9
・ こどもの悩みを受け止める場の実態把握・広報事業	10

こども家庭センターを中心とした包括的・継続的な支援

- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を早期から支援して虐待の予防を図る（身近な市町村の強み）
- 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、**地域全体で継続的に家庭を支える**体制を強化
- 設置率50.3%（R6.5.1）→ 令和8年度までに全市区町村に整備するため開設や運営の経費を補助

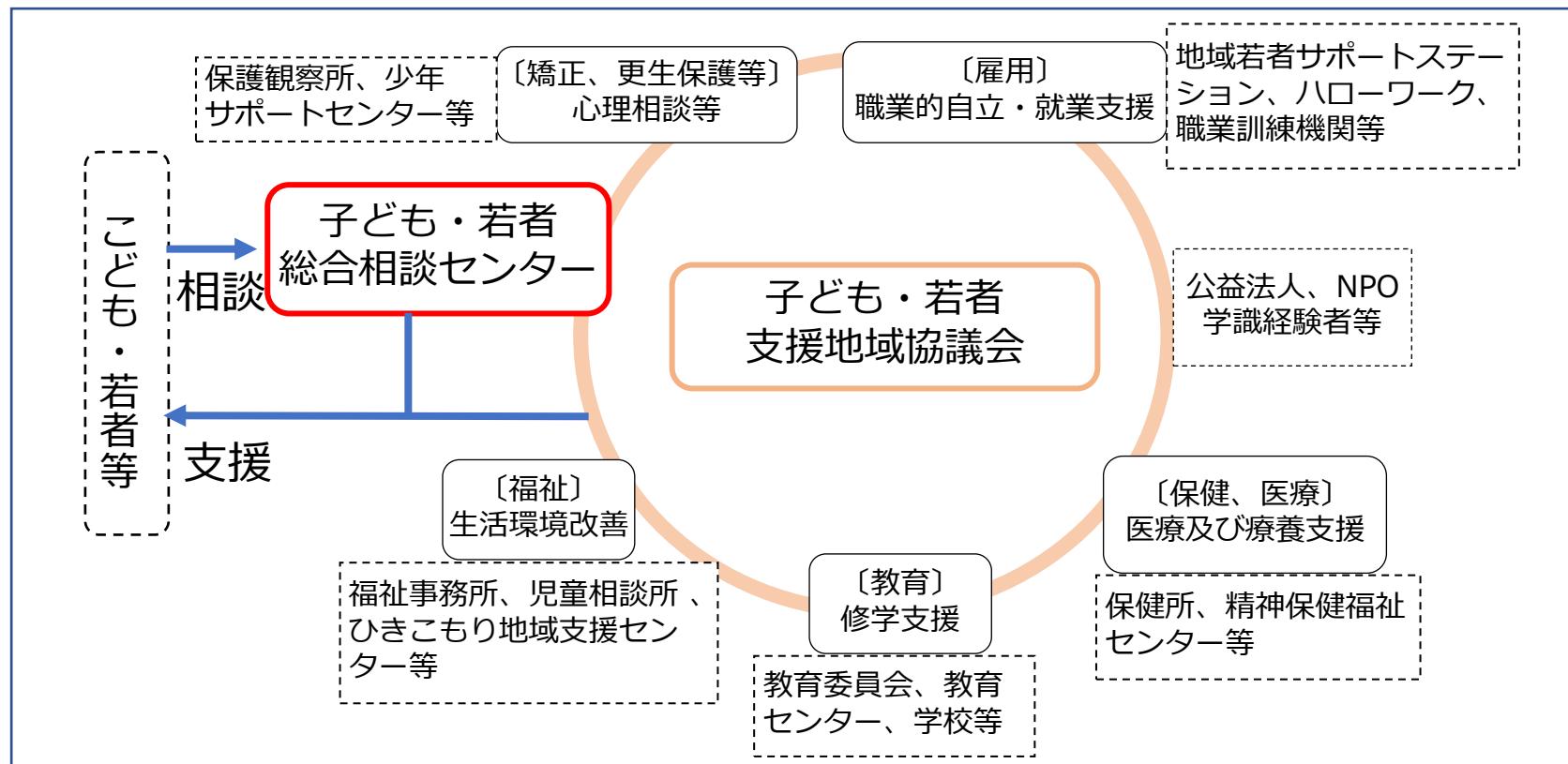


●子ども・若者支援地域協議会

社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援に関し、教育、福祉、保健、医療、矯正、雇用等の関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るためのネットワーク（2024年4月1日現在、142の地方公共団体が設置）

●子ども・若者総合相談センター

子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（2024年4月1日現在、122の地方公共団体が設置）



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

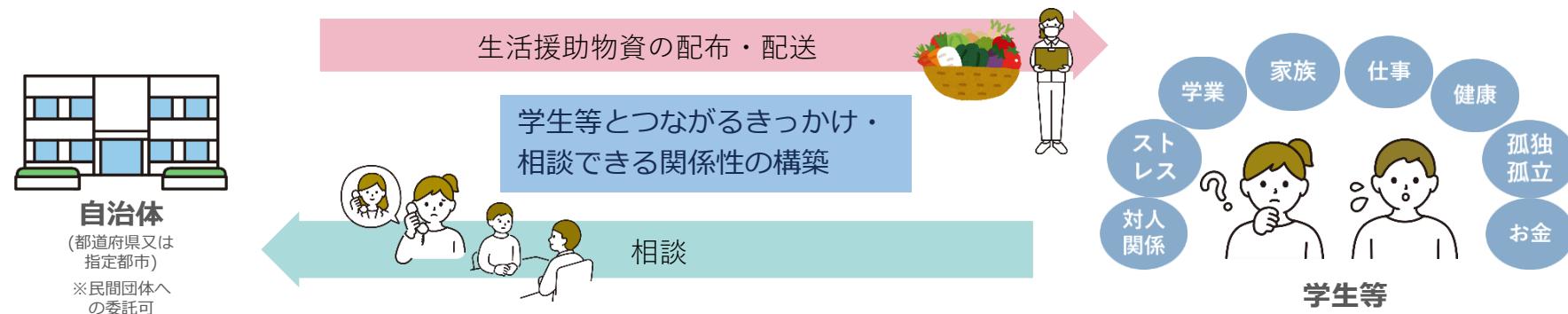
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

事業の概要

①生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

【具体的方法】

- ①：フードパンtries等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



実施主体等

【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）

【補助率】国：1／2、都道府県、指定都市：1／2

【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円

事業の目的

- <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）
- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたいなど、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
 - こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。 ※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

①宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



②基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用することも・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】1か所当たり 基本分：17,735千円、加算分：23,243千円

<安心こども基金を活用して実施>

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要**(1) 相互交流の場の提供**

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

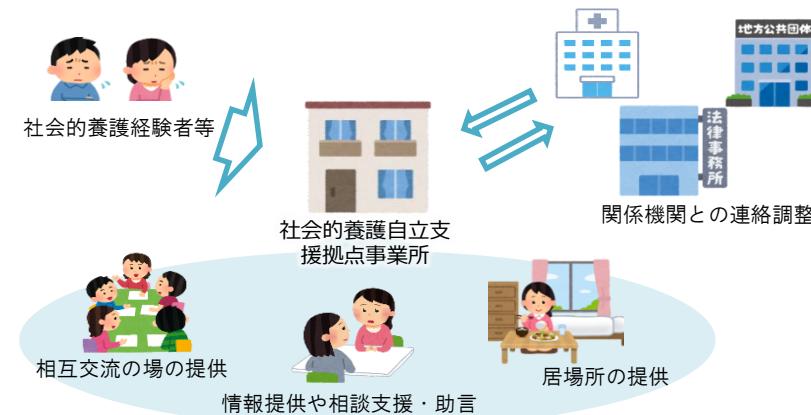
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※（1）～（3）は実施を必須とし、（4）は地域の状況等に応じた実施を可能とする。

**実施主体等**

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

ア 基本分	1か所当たり	23,794千円	工 就労相談支援の回数に応じた加算	1か所当たり	2,494千円
・ 支援コーディネーター 1人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1か所当たり	4,988千円
・ 生活相談支援員 1人			・ 支援回数2401回以上の場合	1か所当たり	
・ 就労相談支援員 1人					
・ 相互交流費用					
・ 関係機関連携費用					
イ 生活相談支援員配置加算	1か所当たり	5,166千円	オ 心理療法担当職員加算	1か所当たり	6,955千円
・ 職員を 2人配置する場合			・ 職員を配置する場合	1か所当たり	887千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算	1か所当たり	2,494千円	・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1か所当たり	2,113千円
・ 支援回数1201回～2400回の場合				1か所当たり	4,000千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1か所当たり	4,988千円	カ 法律相談対応準備加算	1か所当たり	3,000千円
※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助			キ 開設準備経費加算	1か所当たり	2,599千円
			ク 費借料加算		
			ケ 自立生活支援加算		

(※) 社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要**○地域子どもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）**

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

- ア 食事（子ども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、
子ども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
(補助基準額：3,070千円)

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】

(補助基準額：1,000千円)

- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
(補助基準額：1,520千円)

- ②子どもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を
支援する事業（継続支援）
(補助基準額：300千円)

- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援
ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するため
の仕組みづくりを行う事業
(補助基準額：2,912千円)

- エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立ち上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用



発見

連携

市区町村

支援が必要な子ども

要保護児童対策地域協議会

こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

事業の目的

- ・子どもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体における子どもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- ・本事業により、子どもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- ・なお本事業は、「子どもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、子どものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

子どもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行なう地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

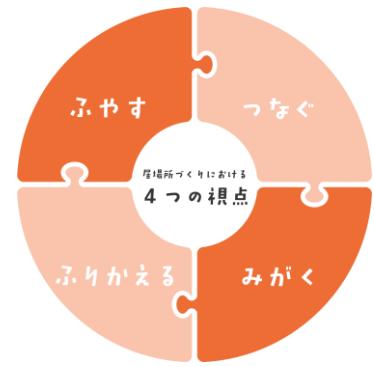
- ・子どもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携した子どもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりや子どもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

- ・早朝の子どもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用した子どもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】1 都道府県あたり 7,206千円 1 指定都市あたり 5,622千円
1 特別区・中核市あたり 3,543千円 1 市町村あたり 2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】1 都道府県あたり 4,552千円 1 指定都市あたり 4,134千円
1 特別区・中核市あたり 3,886千円 1 市町村あたり 2,130千円

(3) NPO等と連携した子どもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【補助率】国 10/10

【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



事業の目的

- ・ 子どもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体における子どもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「子どもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「子どもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体で子どもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求める子どもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【子どもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- ・ 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【子どもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- ・ 居場所に関する地域資源の把握
- ・ 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- ・ その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

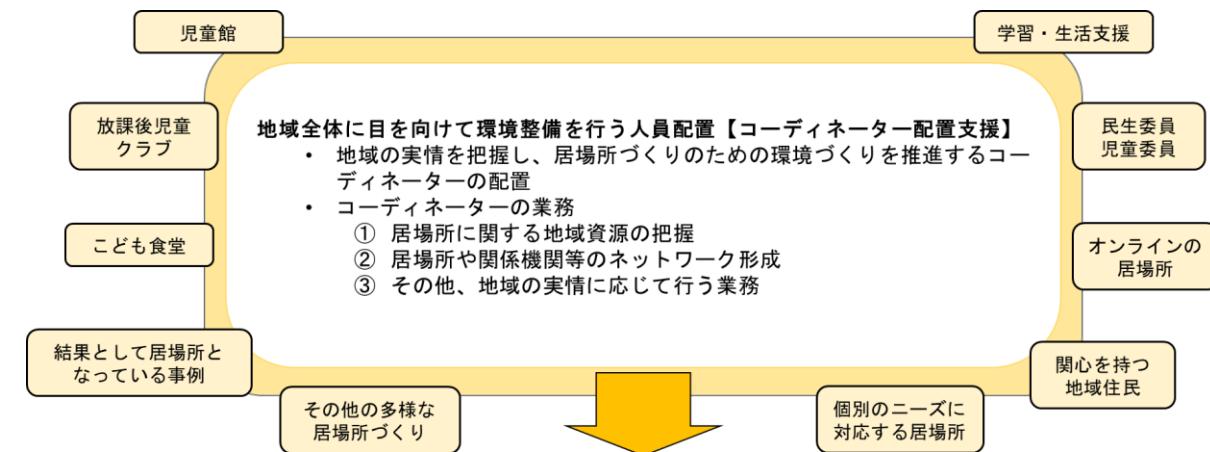
16,084千円（3名以上配置の場合）

10,848千円（2名配置の場合）

5,328千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



令和6年度補正予算 1億円

事業の目的

- 様々な悩みをもつ全ての子どもの学校外の相談を受けとめる場について、子どもが利用できる官民の相談窓口等の実態を把握・整理し、子ども、保護者等に対し広報活動を行うことにより、悩みの深刻化、重大化を防ぎ、子ども誰一人取り残すことのない、こどもまんなか社会の実現を図る。

事業の概要**1. 子どもの悩みを受け止め利用しやすいサービスの検討及び官民の相談窓口等の実態整理**

様々な悩みをもつ子どもからの相談について、相談窓口が非常に多く、相談先が分かりにくいこと、相談の実態が十分に整理・共有されていないことが課題とされている。このため、子どもの悩みを受け止め、子どもが利用できる官民の相談窓口等の実態を早急に把握・整理する。

**2. 子どもの悩みを受け止める諸活動の普及・広報事業**

国や自治体並びに民間団体等による、子どもの悩みを受け止める諸活動について、子ども・保護者等への普及・広報活動を行う。

実施主体等

【委託先】民間団体等